

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（499））

2. 日時：平成29年11月21日 13時30分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

山崎主任技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ 副長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」について、本日の提出資料を用いて、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 東海第二発電所における既工認の手法と今回工認の手法との相違点に対して、原子炉格納容器等、機能及び構造の類似性が高いPWRプラントについても適用例を参照するプラントとして検討し、その結果を提示すること。
- 屋外重要土木建造物の耐震評価における断面選定の考え方において、対象建造物の各部位や断面方向で評価すべき観点（機器・配管の設計用床応答、トンネル軸方向・横断面方向の応力、杭基礎の変形等）についても整理して提示すること。
- 耐震重要度分類表について、補助設備等を全て記載しているか再度確認すること。また、注記については対象施設が明確になるよう記載を見直すこと。
- 今回工認において建設工認から耐震重要度を変更している設備がないか確認し、その結果を提示すること。
- ブローアウトパネルの耐震設計方針について整理して提示すること。
- 地震時異常要因分析を踏まえたスクリュウ式ポンプ及びギヤ式ポンプに対する動的機

能維持評価の評価項目の抽出について、構造の差違により除外している評価項目が機能的に影響を及ぼさないことを確認の上、その結果を提示すること。

- 以前にも指摘しているが、地震時の異常要因モードおよび構成要素・支持構造が読み取れるような動的機器の構造図を提示すること。
- スクリュー式ポンプとギヤ式ポンプの地震時の異常要因モード及び評価項目の抽出について、説明の構成や項目名等をわかりやすくすること。
- スクリュー式ポンプとギヤ式ポンプの地震時の異常要因モード及び評価項目の抽出において、逃がし弁等の考え方の整合性をとるとともに異なる場合は理由を明確に説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止